

件 名	亀山市職員給与条例の一部を改正する条例	企画総務部 人事情報室
-----	---------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

平成28年8月8日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職に属する職員の給与等を改定するため、所要の改正を行うものです。

なお、平成28年8月8日の人事院勧告における給与勧告の主な事項は、次のとおりです。

- (1) 公務員給与と民間給与との較差を埋めるための月例給の額の引上げ
- (2) 勤勉手当の支給月数の引上げ
- (3) 扶養手当の見直し

2 改正内容

第1条による改正

(1) 勤勉手当の支給割合の改定 <第47条及び附則第14項関係>

平成28年度の勤勉手当の支給割合を改定します。

ア 一般職の職員について、12月期の勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (平成27年度)	0.80月	<u>0.80月</u>	1.6月
改正後の支給月数 (平成28年度)	0.80月	<u>0.90月</u>	1.7月

イ 再任用職員について、12月期の勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (平成27年度)	0.375月	<u>0.375月</u>	0.75月
改正後の支給月数 (平成28年度)	0.375月	<u>0.425月</u>	0.80月

(2) 給料表の改定 <別表関係>

給料月額を一定水準(平均0.2%)引き上げます。

第2条による改正

(1) 勤勉手当の支給割合の改定 <第47条及び附則第14項関係>

平成29年度以降の勤勉手当の支給割合を改定します。

ア 一般職の職員について、6月期の勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げ、12月期の勤勉手当の支給月数を0.05月引き下げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (平成28年度)	0.80月	0.90月	1.7月
改正後の支給月数 (平成29年度から)	0.85月	0.85月	1.7月

改正前の支給月数は、第1条による改正後の支給月数です。

イ 再任用職員について、6月期の勤勉手当の支給月数を0.025月引き上げ、12月期の勤勉手当の支給月数を0.025月引き下げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (平成28年度)	0.375月	0.425月	0.80月
改正後の支給月数 (平成29年度から)	0.40月	0.40月	0.80月

改正前の支給月数は、第1条による改正後の支給月数です。

(2) 扶養手当の見直し <第19条及び第22条関係>

扶養手当の額を見直し、平成29年4月1日から段階的に実施します。

<各年度における扶養親族1人に係る手当額> 単位：円

	平成28年度	平成29年度	平成30年度から
配偶者	13,000	10,000	6,500
子	6,500 (11,000)	8,000 (10,000)	10,000
父母等	6,500 (11,000)	6,500 (9,000)	6,500

()は、職員に配偶者がいない場合における、そのうち1人の手当額

3 その他

施行日等は、次のとおりとします。

第1条関係

施行日は、公布の日とし、(1)については平成28年12月1日から、(2)については平成28年4月1日から適用することとします。

第2条関係

施行日は、平成29年4月1日とします。

(参考)

1 一般職の職員の期末勤勉手当支給割合

	6月期	12月期	合計
H28 期末手当	1.225月(改定なし)	1.375月(改定なし)	2.6月(改定なし)
勤勉手当	0.8月(改定なし)	0.9月(0.8月)	1.7月(1.6月)
合計	2.025月(改定なし)	2.275月(2.175月)	4.3月(4.2月)
H29 期末手当	1.225月(改定なし)	1.375月(改定なし)	2.6月(改定なし)
勤勉手当	0.85月(0.8月)	0.85月(0.8月)	1.7月(1.6月)
合計	2.075月(2.025月)	2.225月(2.175月)	4.3月(4.2月)

2 再任用職員の期末勤勉手当支給割合

	6月期	12月期	合計
H28 期末手当	0.65月(改定なし)	0.80月(改定なし)	1.45月(改定なし)
勤勉手当	0.375月(改定なし)	0.425月(0.375月)	0.80月(0.75月)
合計	1.025月(改定なし)	1.225月(1.175月)	2.25月(2.2月)
H29 期末手当	0.65月(改定なし)	0.80月(改定なし)	1.45月(改定なし)
勤勉手当	0.40月(0.375月)	0.40月(0.375月)	0.80月(0.75月)
合計	1.05月(1.025月)	1.2月(1.175月)	2.25月(2.2月)

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月26日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第29号

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 亀山市職員給与条例（平成17年亀山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第47条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の80」の次に「、12月に支給する場合においては100分の90」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の37.5」の次に「、12月に支給する場合においては100分の42.5」を加える。

附則第14項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の1.2」の次に「、12月に支給する場合においては100分の1.35」を「勤勉手当減額基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の80」の次に「、12月に支給する場合においては100分の90」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

行政職給料表（一）

（単位：円）

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900

外の 職員	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900

44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700	
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000	

84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	
94		294,000	341,800			
95		294,400	342,300			
96		294,800	342,700			
97		295,000	342,800			
98		295,300	343,300			
99		295,700	343,700			
100		296,100	344,000			
101		296,300	344,300			
102		296,600	344,700			
103		297,000	345,100			
104		297,300	345,500			
105		297,500	346,000			
106		297,800	346,400			
107		298,200	346,800			
108		298,500	347,200			
109		298,700	347,700			
110		299,100	348,100			
111		299,500	348,400			
112		299,800	348,700			
113		299,900	349,200			
114		300,200				
115		300,500				
116		300,900				
117		301,100				
118		301,300				
119		301,600				
120		301,900				
121		302,300				
122		302,500				
123		302,800				

	124		303,100					
	125		303,400					
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000

備考 この表は、第 1 1 条に規定する職員以外の職員に適用する。

第 2 条 亀山市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 1 項中「配偶者については 1 万 3 , 0 0 0 円とし、前 2 条に掲げる扶養親族（第 2 2 条において「扶養親族たる子、父母等」という。）」を「子については 1 人につき 1 万円とし、同条に該当する扶養親族のうち配偶者及び前条に掲げる扶養親族」に改め、「（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち 1 人については 1 万 1 , 0 0 0 円）」を削る。

第 2 2 条第 1 項中「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第 3 号及び第 4 号を削り、同条第 2 項中「扶養親族がない職員に前項第 1 号に掲げる事実が生じた場合においては」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第 3 項中「、扶養手当を受けている職員について同項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合」及び「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で、配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち、扶養親族たる子、父母等で、同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削る。

第 4 7 条第 2 項第 1 号中「、 6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 8 0、 1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の

90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては、100分の37.5、12月に支給する場合においては100分の42.5」を「100分の40」に改める。

附則第14項中「、6月に支給する場合においては100分の1.2、12月に支給する場合においては100分の1.35」を「100分の1.275」に、「、6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90」を「100分の85」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第6項の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定による改正後の亀山市職員給与条例(次号及び次項から第5項までにおいて「改正後の給与条例」という。)別表の規定 平成28年4月1日
 - (2) 改正後の給与条例第47条及び附則第14項の規定 平成28年12月1日
(平成28年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)
- 3 平成28年4月1日から第1条の規定の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の亀山市職員給与条例(次項及び第5項において「改正前の給与条例」という。)別表の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の、改正後の給与条例別表の規定による当該適用又は異動の日における号給は、市長の定めるところによる。
(施行日から平成29年3月31日までの間における異動者の号

給の調整)

- 4 施行日から平成29年3月31日までの間において、改正後の給与条例別表の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例別表の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例別表の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 5 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 6 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の亀山市職員給与条例第19条第1項及び第22条の適用については、第19条第1項中「子については1人につき1万円とし、同条に該当する扶養親族のうち配偶者及び前条に掲げる扶養親族については1人につき6,500円」とあるのは「配偶者については1万円、子については1人につき8,000円(職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人につき1万円)とし、前条に掲げる扶養親族については1人につき6,500円(職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人につき9,000円)」と、第22条中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(第17条第1項並びに第18条第2号及び第3号に該当する扶養親族が、満22歳に達し

た日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を
「(2)扶養親族たる
欠くに至った場合を除く。）」とあるのは(3)第17条の扶
(4)扶養親族たる

要件を欠くに至った者がある場合(第17条第1項並びに第18
養親族のうち子及び第18条に掲げる扶養親族(次号及び次項に
子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に
条第2号及び第3号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日
において「扶養親族たる子、父母等」という。)がある職員が配偶
該当する場合を除く。))

以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠く
者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。))

に至った場合を除く。))

と、同条第3項中「至った場合」とあ

」

るのは「至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第
3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合」と、「支給額の
改定」とあるのは「支給額の改定(扶養親族たる子、父母等で同
項の規定による届出に係るものがある職員で、配偶者のないもの
が扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親
族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。))及び
扶養手当を受けている職員のうち、扶養親族たる子、父母等で、
同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員
となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手
当の支給額の改定」とする。